

2020年4月1日から「資源有効利用促進法」の省令一部改正

「識別表示」の ルール改正について

リサイクルマークの
縮小が可能です！



識別表示とは？

ごみを排出する際の分別を容易にするため、
5種類の容器・包装に識別マークを表示する義務があります。



= 飲料・酒類のアルミ缶



= 飲料・酒類のスチール缶



= 飲料・酒類・特定調味料用のPETボトル



= プラスチック製容器包装



= 紙製容器包装

このうち



3種類のマークが
一部改正の対象です。



変更点 1

アルミ缶・スチール缶・PETボトルのマークサイズが
6mmのサイズまで縮小が可能！



150ml以上～1ℓ未満 (1辺 15mm以上)	 PET
1ℓ以上～4ℓ未満 (1辺 21mm以上)	 PET
4ℓ以上 (1辺 28mm以上)	 PET

今まで内容量にあわせて
サイズが決まっていたが
最小サイズで表示ができます。

容量にかかわらず適用
(1辺 6mm以上)



少量のペット
ボトルでも
余裕を持って
入れることが
可能



飲料缶	飲料缶のシール・ラベルや包装に使用する場合	
	アルミ	スチール
缶胴の外径が60mm以上の場合 (1辺または直径が20mm)		
缶胴の外径が60mm未満の場合 (1辺または直径が17mm)		



	アルミ	スチール
缶胴の外径の長さにかかわらず適用 (1辺 6mm以上) (文字の大きさ4ポイント以上)		

変更点 2 PETボトルの場合、外装単位の販売に限り外装表示を行うことで、個別表示が不要！



識別表示のマーク



Q なぜマークのサイズを 6mmまで縮小？

A 容器包装の貼られるラベルへの記載事項が増加しており、今後も増える傾向が想定されます。消費者のニーズの変化により飲料容器の小型化が進み、表示可能面積が縮小傾向にあることでサイズを見直すことにしました。

ボトル容器の小型化

ラベル表示の増加が影響



Q 改正前のサイズを使ってはいけいなのですか？

A 今回の改正はより小さなサイズまで縮小が可能とするものであり、改正前の従来サイズで表示している容器包装もこれまで通り活用いただけます。



次号vol.420はバイオマスマークを特集します。2020年6月1日発行

バックナンバーが必要な場合は、担当営業までご連絡下さい。